

平成27年度税制改正大綱

法人税率引き下げと 課税ベースの拡大

昨年12月30日に、自民党と公明党から「平成27年度税制改正大綱」が公表されました。12月に解散・総選挙が行われたため通常時期よりも遅い大綱の公表となりました。
今回の税制改正の焦点は、法人課税においては、景気回復のための先行減税と代替財源の確保となつ

ています。個人課税においては、世代間移転を促す優遇税制の創設・拡大といえます。1年半の増税延期となった消費税については軽減税率制度の導入の詳細がポイントでしたが、先送りの内容になっていきます。改正大綱の主な論点のポイントを解説します。(↑増税 ↓減税)

↑増税

【繰越欠損金の利用制限】
資本金1億円超の法人については、繰越欠損金の控除限度額が現行の80%から50%まで段階的に引下げられます(中小法人については現行のまま100%控除できます)。
それに伴い欠損金の繰越期間が10年(現行：9年)に延長されます。

↑増税

【外形標準課税の強化】
外形標準課税の付加価値割、資本割の税率が2年間にわたって段階的に引上げられます。付加価値割については0・48%から0・96%、資本割については0・2%から0・4%に引き上げられます。

【その他】

その他に、受取配当等の益金不算入制度や試験研究費の税額控除に係る改正や、所得拡大促進税制の要件緩和、地方拠点強化税制の創設等の改正が行われます。

↓減税

【所得拡大促進税制の要件緩和】
雇用者給与等支給額の増加割合の要件が緩和されます。
中小法人については平成28年4月1日以後に開始する適用年度から5%以上であった要件が3%以上となります。

また、中小法人以外については、平成28年4月1日～平成29年3月31日までに開始する適用年度のみ要件5%以上が4%以上に緩和されることとなります。

↓減税

【創設：結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置】
直系尊属が結婚・子育て資金を一括贈与した場合、受贈者1人につき1,000万円(結婚資金は300万円)まで贈与税が非課税とされます。

また、教育資金の一括贈与の非課税措置については適用期限が延長(平成31年3月31日まで)されることとなります。

消費課税

消費課税については、消費税の税率引き上げ時期の延長もあり、軽減税率の適用時期等については、先送りとなりました。

【改正】

税率10%への引上げ時期を平成29年4月とし、引上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施することとなりました。

また、海外からのインターネット等を通じた電子書籍・音楽・広告の配信等の役務提供(電気通信役務の提供)について国内取引として消費税の課税対象とすることとなりました。

法人課税

法人課税は税率引き下げによる減税と代替財源の確保のための課税ベースの拡大となります。中小法人に対する課税ベースの拡大は、今回は見送られました。

↓減税

【法人税率の引き下げ】
今回の法人課税の柱は、法人税率の引き下げです。
平成27年4月1日以後に開始する

個人所得課税

個人所得課税の改正は、消費税率の引上げ延期を受けて住宅ローン減税の延長や、投資家の裾野拡大を目指したNISAの拡充など全体として減税に結びつく改正内容になっています。

↓減税

【NISA・住宅ローン減税等】
ジュニア(20歳未満)NISAが平成28年より創設され、未成年者でも口座の開設が可能となります。また、NISAの非課税限度額が年間100万円から120万円に引き上げられます。
住宅ローン減税の適用期限が平成31年6月まで延長されます。

↓減税

【ふるさと納税の拡充】
ふるさと納税に係る寄付金税額控除の控除限度額が、平成28年度分以後の個人住民税から現行の2倍(10%から20%)に拡充されます。

また、確定申告を必要とする現在の仕組みについて特例を設け、確定申告不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除

↑増税

【創設：出国税】
外国に転出することによる課税逃れを防止する目的で、高額資産家が保有している株式等を出国時に譲渡したものとみなして、譲渡所得課税を行う制度が創設されます。

実際に譲渡をしていない株式等の含み益について課税されることとなります。

資産課税

相続税・贈与税を中心とする資産課税については、高齢者層から若年層への資産の早期移転を促す贈与に関する措置が新たに講じられました。

↓減税

【住宅取得資金贈与】
住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限を平成31年6月30日まで延長するとともに、非課税枠が拡大されました。

国際課税・その他

外国子会社配当益金不算入制度の見直しや、マイナンバー制度施行に伴う添付書類の省略などの改正措置が講じられます。

今回ご紹介したのは税制改正大綱を基に記述しておりますので、内容に変更がある場合がございます。
次回は、税制改正の内容を詳細に紹介していきます。

ACTUS CONSULTING MIND

コンサルティングで未来をつくる

アクタス税理士法人

人間力あるコンサルティングサービスを皆様にご提供いたします。

本 部/東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F
立川事務所/東京都立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル5F
TEL/042-548-8001 FAX/042-548-8002
ホームページ: <http://www.actus.co.jp/>

各種セミナーを定期的に開催しています。